

令和8年度 事業計画

自 令和8年 4月 1日

至 令和9年 3月31日

社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会

令和8年度 事業計画

少子高齢化の進行に伴う人口減少や、地域・家庭等の人々の生活領域における支え合いの基盤の脆弱化に伴い、地域福祉を取り巻く課題は一層多様化・複雑化しています。これからの地域福祉活動は、誰もが役割を持ち、「支える側」、「支えられる側」を超えて、包摂的・総合的な支援策の展開がより一層求められています。

令和8年度は、第6期地域福祉活動計画の最終年にあたることから、令和6年度の間見直し以降の取組みの成果を適切に評価し、社会の動向や新たな福祉ニーズ等の分析、関係者・有識者等からの意見を踏まえ、第7期地域福祉活動計画の策定を行います。重点事項及び実施事業は次頁のとおりですが、以下の取組みについては、特に積極的に取り組んでまいります。

1. 平常時の見守りと災害時の避難支援との連動の強化

災害時に備えた平常時からの見守り体制づくりの支援を行い、見守りマップ等の作成支援や、安否確認・避難誘導訓練の実施に向けて、市と連携して地域の活動を支援します。

また、災害時に地域住民による避難行動要支援者への安否確認・避難誘導が円滑に進むよう、個別避難計画の作成を支援します。

2. 「身寄りなし問題」の課題解決に向けた取組みの推進及び発信

頼れる身寄りがいない高齢者等は、今後加速度的に増加すると見込まれており、新たな社会課題となっています。この課題に対応していくために、終活サポートセンター、住まいサポートふくおか、地域支援等での実践を通じて蓄積してきたノウハウを活かし、解決に向けた取組みを検討・推進するとともに、市民や関係機関等にも取組みを発信することで、連携基盤の構築・強化を図ります。

3. 地域の子どもプロジェクト

子どもの居場所づくりや子育て家庭等を支援する活動は、将来の地域福祉の担い手である子どもたちを地域全体で育むことにつながるため、活動の継続・充実に向けた支援体制を強化します。

また、区子育て支援課と連携し、子育て家庭等の支援ニーズ及び地域や民間等が提供している地域資源の把握を行い、地域資源のリスト化や支援ニーズへの対応に向け、団体・機関の連携促進に取り組めます。

1. 住民主体の小地域福祉活動の推進	1
(1) ふれあいネットワークによる平常時の見守りと災害時の避難支援との連動の強化	
(2) ふれあいサロンをはじめとする居場所づくりの強化	
(3) 「校区福祉のまちづくりプラン」策定の推進	
(4) 小地域での生活支援ボランティア活動の推進	
(5) 多様な主体との連携・協働の推進	
2. ボランティアによる社会参加の拡大	2
(1) ボランティアの参加や裾野の拡充	
(2) 分野を超えた様々な人・団体等と協力した活動や連携モデルの開発	
(3) 新たな社会課題への対応と課題解決力の向上	
(4) 災害時のボランティアや支援活動を円滑に進めるための日頃からの備え	
3. 社会課題解決モデルの開発と拡充	4
(1) 地域の子どもプロジェクト（一部福岡市委託事業）	
(2) 買い物支援（一部福岡市委託事業）	
(3) 「終活」支援	
(4) 「身寄りなし問題」の課題解決に向けた取組みの推進及び発信【新規】	
(5) 社会福祉法人等とのさらなる連携・協働	
(6) 「社会的処方」の手法とあり方に係る研究	
(7) 「ファンドレイジング」を組み込んだ社会課題解決の仕組みづくり	
4. 権利擁護事業の拡充	8
(1) 本人主体の生活を実現するための日常生活自立支援事業の実施	
(2) 「成年後見推進センター」の機能強化（福岡市委託事業）	
(3) 市民後見人の養成と活躍支援（一部福岡市委託事業）	
(4) 法人後見事業の推進	
(5) 親なき後支援事業の推進	
5. 居住支援の推進と空家・空室の活用	9
(1) 「住まい・まちづくりセンター」の運営	
(2) 「住まいサポートふくおか」による住替え支援の実施（福岡市居住支援協議会事業）	
(3) 居住支援法人事業の実施	
(4) 制度の狭間を埋める分野横断的な役割の実践	
(5) 空家を福祉活用する「社会貢献型空家バンク」	
(6) 「五福の家」による地域共生型福祉拠点事業の実施	
6. 地域福祉を推進するための基盤づくり	10
(1) 個人情報保護と活用	
(2) 福祉教育の推進	
(3) 第7期地域福祉活動計画の策定	
7. 地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）の機能強化	11
(1) 困難を抱えた人に寄り添いエンパワメントできる専門性を持つCSWの育成	
(2) 様々な生きづらさや共通の問題を持つ方々が自主的につながり、相互に援助し合うセルフヘルプ（自助）グループへの支援	
(3) 多様な相談機関・専門職等との連携強化	
(4) アウトリーチによる相談支援に対応できるCSWの人材配置	

重点項目

※（ ）内は事業項目の予算額

※事業名横【 】内に区名の記載があるものは、
当該区の独自事業

1. 住民主体の小地域福祉活動の推進

(6, 408千円)

(1) ふれあいネットワークによる平常時の見守りと災害時の避難支援との連動の強化

市から校区社協に貸与されている「避難行動要支援者名簿（同意者名簿）」を活用した見守りマップ等の作成や、災害時に備えた平常時の見守り体制づくり、安否確認・避難誘導訓練の実施に向けて、市（市民局、各区役所）と連携して地域の活動を支援します。また、地域住民による見守り活動が、福祉施設・事業所や病院、企業等も加わった重層的な見守りや、集合住宅など居住形態に合わせた見守りの仕組みづくりとなるよう支援します。

《見守り対象世帯数目標51,000世帯 ※うち新規活動開始目標2,686世帯》

① ふれあいネットワーク研修会の実施

区単位でのふれあいネットワーク研修会を実施するとともに、校区や町（班）単位での研修会や班会議等の実施を支援します。具体的には、避難行動要支援者名簿を活用したワークショップの開催や防災を切り口とした校区・町（班）単位での見守りマップの作成・更新の支援などを、区役所とも連携しながら行います。

② 個別避難計画作成ワークショップ事業の実施

災害時に地域住民による避難行動要支援者の安否確認・避難誘導が円滑に進むよう、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を支援します。

③ 新規立ち上げ支援事業の実施【東・早良】

年度途中でのふれあいネットワークの新規立ち上げに際しても助成を行い、活動を支援します。

(2) ふれあいサロンをはじめとする居場所づくりの強化

地域の実情に合わせた様々な世代が集う居場所づくりを支援し、顔の見える関係づくりと地域住民同士の交流を進め、孤立を防ぎます。

また、ふれあいサロンでは運動・体操を取り入れたプログラムを推奨し、介護予防機能の強化に取り組みます。

《新規活動開始目標11箇所》

① ふれあいサロン研修会の実施

区単位でのふれあいサロン研修会を実施するとともに、校区やサロン単位での研修会や交流会の実施を支援し、新たな担い手の育成等に取り組みます。

② 出前講座協力機関情報の提供

ふれあいサロン等の地域活動に対して、出前講座の協力が可能な企業・団体等の情報を収集及び提供し、講話やレクリエーションなどプログラムの充実に向けた支援を行います。

i) 専門学校等と連携した地域福祉活動の支援（ふれあいサロンへのつなぎ）【博多】

③ 介護予防機能強化に向けたプログラム指導者等の派遣

ふれあいサロン等における介護予防機能強化を目的として、区社協で養成したボランティアをグループ化し、指導者として派遣します。

《グループ名》

お元気届け隊【東】

楽しか隊【城南】

(3) 「校区福祉のまちづくりプラン」策定の推進

地域ごとの課題や特性に応じた福祉活動の展開に向け、住民が地域の課題を把握・共有し、目標や活動計画を立てる「校区福祉のまちづくりプラン」の策定等の支援に取り組みます。また、既に策定済みの校区においては、プランに掲げた取組みの実行に向けた働きかけや地域の実情に合わせたプランの見直しの提案など、継続した支援を行います。

《策定校区数目標 90 校区 ※うち新規策定 22 校区》

(4) 小地域での生活支援ボランティア活動の推進

① ご近所お助け隊支援事業

生活上のちょっとした困りごとを抱える人を身近な地域で支え合えるよう、校区・町内での生活支援ボランティアグループの立ち上げや運営等の支援に取り組みます。

《新規活動開始目標 10 グループ》

(5) 多様な主体との連携・協働の推進

公民館、福祉施設・事業所、企業、学校、NPOなど多様な主体との連携・協働によりそれぞれの強みや人材・資源を持ち寄って長期的な地域福祉活動を展開できるよう、地域と社会資源との丁寧なコーディネートを意識し、積極的に取り組みます。

① 地域、大学、企業等との連携による社会資源の創出【東】

区内に大学が4か所あるという強みを生かしながら、校区社協などの地域団体と大学、企業、団体等との連携を促し、多世代が参加できる先駆的で多様性のある地域福祉活動を創出します。

② 社会資源と連携した多様な居場所づくりや地域共生の拠点づくり【南】

区内の遺贈物件を活用するなどし、地域住民・福祉事業所・企業等と連携して、世代や属性を問わない様々な関係者が参加できる居場所づくりや拠点づくりに取り組みます。

2. ボランティアによる社会参加の拡大

(4, 337千円)

一人でも多くの市民が「自分にできること(=ボランティア)」で参加・行動することができる環境づくりに取り組み、担い手の裾野を広げます。

(1) ボランティアの参加や裾野の拡充

様々な機会を通してボランティアの養成や活動の周知・啓発を図るとともに、シニア世代の活動の場づくりなどを進めます。また、働く人や退職者、学生など幅広く多様な層に向けた講座の企画など、ボランティアの裾野の拡充に取り組みます。

① シニア世代の活動支援事業(シニア地域サポーター養成講座)

シニア世代の生きがいづくりと地域の福祉活動参加への支援を目的に、市社協本部および各区社協で地域福祉活動の新たな担い手を養成する講座を実施し、受講者が講座修了後に活動の開始や参加につながるよう支援を行います。

また、講座をきっかけに結成されたボランティアグループの活動を支援します。

市・区	グループ名
市	風ふく丘 FIRST
東	傾聴ボランティア「笑みの会」
	お元気届け隊
中央	助け愛隊
南	うさぎの耳

市・区	グループ名
城南	傾聴ボランティア「スマイル」
	芸能ボランティア「楽しか隊」
	ごみ出しボランティア城南
早良	傾聴ボランティア「ふくろう」
	絵手紙ボランティアクローバーの会
西	芸能ボランティア「わくわくキッズ」
	傾聴ボランティア「傾聴コスモス」

② 南区市民ふれあい奨励金助成によるボランティア活動支援【南】

区内で新たにボランティア事業を開始するグループに対して、助成を行います。

(2) 分野を超えた様々な人・団体等と協力した活動や連携モデルの開発

ボランティアセンターが持つコーディネート機能と、多様な主体が集まる都市部の強みを活かし、企業と連携している取組み事例を収集し発信するとともに、福祉以外の分野（例：農業、商業、土木、防犯・防災、教育、環境、まちづくり・都市計画など）とも連携した活動の開発等に取り組みます。

① 企業ボランティア活動支援事業【南】

企業の社会貢献や従業員のボランティア活動に関する相談に応じ、活動先の施設等のニーズを調査し、活動先を紹介します。

(3) 新たな社会課題への対応と課題解決力の向上

先駆性・柔軟性といったボランティアの強みを活かし、課題に対する解決力の強化を図るとともに、関係機関との連携を通して新たな課題の把握や、多様な分野・領域のボランティア活動を推進します。

① 認知症介護家族やすらぎ支援事業（福岡市委託事業）

認知症の方を在宅で介護している家庭を訪問し、本人や家族の悩みごとの相談に応じるなど家族の負担軽減を支援するボランティアを養成し派遣します。

また、対象となる世帯への利用を促進するために、事業の内容・効果等の周知を積極的に行うほか、在宅で介護している家族や民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）等の地域活動者への説明の機会を設け、周知の強化に努めます。

② 経済的に困窮している世帯等への制服無償提供活動（NPO制服バンク福岡への協力）【東】

NPO制服バンク福岡への協力を通して、制服や文房具を必要とする人へつなげる活動を支援します。

(4) 災害時のボランティアや支援活動を円滑に進めるための日頃からの備え

災害時には、個人のボランティアだけでなく、NPO・ボランティア団体や企業など、様々な立場の個人・団体が支援活動に関わるため、日頃から支援に関わる多様な主体がお互いの顔が見える関係づくりを進め、いざという時の災害に備えます。

また、市（市民局）との連携により、災害支援に関するボランティアの育成や災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施するほか、被災者支援の拠点となる災害ボランティアセンター設置への取組みなど、行政や災害支援団体との関係を強化します。

さらに、災害時の支援協定を締結した団体との連絡会議を設け、意見交換、情報交換を行い、災害時に円滑な連携ができるよう取り組みます。

3. 社会課題解決モデルの開発と拡充

(110,305千円)

(1) 地域の子どもプロジェクト（一部福岡市委託事業）

「子ども食堂」などの子どもの居場所づくりや子育て家庭等を支援する活動は、将来の地域福祉の担い手である子どもたちを地域全体で育むことにつながるため、活動の継続・充実に向けた支援体制を強化します。

① 「子ども食堂」等地域における子どもの居場所づくり支援の拡充

子どもの育ちやその親を見守り支える地域づくりに向け、食事の提供（フードパントリー（※）を含む）をはじめ、学習支援や多世代交流、生活・文化の伝承の場など、多様な機能を持つ子どもの居場所づくりと担い手確保に取り組みます。

（※）フードパントリー…食品支援が必要な時に誰でも食品が受け取れる場所のこと。

i) 専門学校等と連携した地域活動の支援（子ども食堂等へのつなぎ）【博多】

子ども食堂等へ学生ボランティアや学校によるプログラム提供の紹介・つなぎを行い、活動を支援します。

② 子どもの居場所を多様な主体が支え応援する仕組みづくりの推進

子どもたちが安心して立ち寄り過ごせる居場所が、継続して安定的に運営されるよう、企業や大学、農協等の多様な主体との協働を進め、活動に必要な食材・資材・人材・資金等のサポートによる子どもの居場所の応援団を増やします。

i) 子ども食堂等への食材等提供の仕組みづくり

J A福岡市、社会福祉法人、ベジフルスタジアム関係者との協働による子ども食堂等への食材提供事業や、企業・団体からの寄付・寄贈物品を定期的に子ども食堂へ受け渡す仕組みである「企業×子ども ふくふくお届け便」を継続的に実施し、子どもの居場所の運営を支援します。

ii) 立花寺緑地リフレッシュ農園との協働による子ども食堂への食材提供支援【博多】

立花寺緑地リフレッシュ農園と協働し、受け取りを希望する子ども食堂等へ食材（野菜）を提供し、食材確保を支援します。

③ 関係機関・専門職との連携による子ども・子育て世帯のSOSの早期発見・早期対応

子どもたちの居場所の周知や、居場所を必要としながらも来ることができていない子どもの発見や参加に向けたつなぎなど、スクールソーシャルワーカーや子育て支援団体・機関等との連携を強化します。

また、居場所等でキャッチした子どもや親からの相談ごとを適切な支援につなげるため、子育て支援団体・機関等とのネットワークを構築します。

④ 子育て家庭等を支援する地域資源の把握・開拓と連携促進

区子育て支援課と連携し、子育て家庭等の支援ニーズ及び地域や民間等が提供している地域資源の把握を行い、地域資源のリスト化や支援ニーズへの対応に向け、団体・機関の連携促進に取り組みます。

(2) 買い物支援（一部福岡市委託事業）

市社協本部に買い物等支援推進員を2名配置し、企業・事業所・NPO等の地域資源の掘り起こしを進め、区社協に配置している生活支援コーディネーターやCSWと連携して、買い物支援に取り組む地域と資源をマッチングすることで、地域の特性やニーズに応じた、多様で持続可能な買い物支援を推進します。

① 地域が主体の買い物支援の推進とICTの活用

区社協と連携し、買い物等支援推進員が地域主体の買い物支援を進めるとともに、地域と買い物支援協力企業等の双方にとって持続可能な取組みとなるように、負担軽減や集客確保を意識したマッチングや、ICT（※）を活用した展開などを進めます。

（※）ICT…インターネットなどの情報通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

② ふれあいネットワークやふれあいサロンといった他の地域福祉活動との有機的な連携

買い物支援は、生活に必要な物の入手を支援するだけでなく、重層的な見守りや交流、閉じこもり防止やフレイル（※）予防などの生活支援・介護予防活動への展開も期待できることから、他の地域福祉活動（ふれあいネットワークやふれあいサロン）と相互に連携を図り、効果的な地域福祉の推進に取り組みます。

（※）フレイル…いわゆる「虚弱」のこと。介護が必要になる前段階とも表現できる。

③ 宅配に関する店舗情報の整理とスマホでお買い物講座の実施

個人で使用できる宅配や移動販売等を行う店舗の情報を掲載した「買い物支援ガイドブック」を作成し、支援に活用します。また、オンラインでの買い物に必要な基礎的な内容を学ぶ講座を公民館等で実施します。

④ 協力企業・事業所の開拓

買い物支援を広げていくために協力企業・事業所の開拓に向け、区社協に配置している生活支援コーディネーターやCSWと共に地域資源の掘り起こしを進めます。



(3) 「終活」支援

終活を日々の暮らしの延長線上にあるものとしてとらえ、誰もが自分らしい人生を送ることができる社会の実現を目指し、終活サポートセンターにおいて終活に関する課題を把握し、幅広いニーズに応じた情報提供やサービスを行うワンストップの相談窓口を運営します。

① 人生の終末期に向けた準備や自己実現の支援（一部福岡市委託事業）

葬儀、納骨、遺言、医療同意等の終活に関する相談対応や情報提供を行うとともに、個別相談に応じるための予約制相談を定期開催します。また、出前講座や出張相談、セミナーを実施し、幅広い世代への啓発を行います。区社協は、地域からの終活に関するニーズを把握し、終活サポートセンターにつなぎます。

② 死後事務委任に関する事業

頼れる身寄りがない高齢者等と死後の葬儀や家財処分等のサービス提供に関して契約を交わすことで、安心して生活することができるよう支援します。また、契約可否の

判断基準の見直しや企業・社会資源との連携を行い、より相談者のニーズに応えられる体制づくりを進めます。区社協では、地域の見守り活動等へのつながりを重点的に支援します。

i) ずーっとあんしん安らか事業

頼れる身寄りがいない高齢者等と死後事務委任契約を結び、定期的な見守りを行いながら、契約者の死亡時には、預託金により希望に応じた内容の葬儀や納骨、家財処分等の死後事務を行います。

ii) やすらかパック事業

預託金の準備が難しく「ずーっとあんしん安らか事業」の利用が困難な方等に対応できるよう、少額短期保険を活用した定額料金の月払い制度による死後事務委任事業を実施します。契約者の死亡時には、保険金により葬儀（直葬）、納骨（永代供養）、家財処分を行います。

(4) 「身寄りなし問題」の課題解決に向けた取組みの推進及び発信【新規】

頼れる身寄りがいない高齢者等は、今後加速度的に増加すると見込まれており、新たな社会課題となっています。解決に向けた取組みを検討・推進するとともに、市民や関係機関等にも取組みを発信することで、連携基盤の構築・強化を図ります。

① 「身寄りなし問題」の分析と対応策の検討・推進

頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える社会課題を調査・分析し、対応が必要な領域への支援策について検討します。また、社会資源との連携や新規開発を通じて、課題解決に向けた取組みを推進します。

② 課題解決に向けた取組みの発信及び連携基盤の構築・強化

終活サポートセンター、住まいサポートふくおか、地域支援等での実践を通じて蓄積してきたノウハウを研修会等で発信することで、市民や関係機関等と共に「身寄りなし問題」について考え、協働する基盤の構築・強化に努めます。

(5) 社会福祉法人等とのさらなる連携・協働

社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組み」が社会福祉法に規定されており、福祉施設や事業所が地域の課題解決に取り組む事例が増えています。地域の拠点機能を持つ社会資源である施設等との連携・協働をさらに強化するため、以下の取組みを進めます。

① 事業連携の拡充

買い物支援や移動支援、認知症高齢者発見時の相談対応、ふくおかライフレスキュー事業などにおいて、社会福祉法人等との連携をより強固にし、課題解決に向け柔軟な対応ができるよう協働を進めます。

i) 事業所ネットワークの支援

地域の課題解決に向け、専門職が連携して取り組めるよう、福祉・介護・医療・障がい等の事業所のネットワーク構築や運営を支援します。

また、地域からの個別支援や地域活動等の支援ニーズと、事業所が提供できる活動や機能を把握し、事業所ネットワークと地域との丁寧なコーディネートに取り組みます。

ア 障がいのある方との交流を深める「ふれあい広場」の開催【東】

障がい福祉サービス事業所を中心に、特別支援学校や高校、企業等との連携・協力によるイベントを開催し、地域住民の障がいへの理解を深めるとともに、専門職のネットワーク構築につなげます。

イ 福祉施設が行う地域貢献サポート事業【南】

福祉施設の地域貢献メニューを掲載した冊子を窓口に設置し、区民への情報提供を行います。

ウ 事業所ネットワーク立ち上げ支援【中央】

事業所ネットワーク地域連携支援事業【早良】

地域の課題解決に向けて、地域の専門職が連携して取り組めるよう、介護・障がい等の福祉事業所のネットワークづくりを支援します。

エ 認知症啓発事業RUN伴への参画

事業所ネットワーク等と連携し、認知症の人や家族、支援者、一般の人が少しずつつりレーしながら一つのたすきをつなぎ、ゴールを目指す認知症啓発のための全国プロジェクトに参画し、区ごとに様々なプログラム（イベントへの参加、リレーコースの設定、認知症サポーター養成講座の開催等）を実施します。

オ 専門スタッフ派遣事業

ふれあいサロンや子育て交流サロン等の地域福祉活動を支援するため、施設や事業所ネットワークと連携して施設職員などの専門職の派遣をコーディネートします。

ii) ふくおかライフレスキュー事業への参画による個別支援機能の強化

社会福祉法に社会福祉法人の責務として規定されている「地域における公益的な取組み」の実施に向け、県社会福祉法人経営者協議会と県社協が主管する「ふくおかライフレスキュー事業」に参画し、既存の制度につながらず困難を抱えたりしている人に寄り添い、参画する社会福祉法人と連携して支援します。

また、区社協では「地区連絡会」の開催を支援するとともに、市社協では、当事業への参画法人を増やすための働きかけを施設部会等を通じて行います。併せて、事業の周知についても取り組みます。

【ふくおかライフレスキュー事業】

福岡県内の社会福祉法人が資金・人材・専門性を持ち寄り、生活困窮者が抱える様々な課題を柔軟に解決していくための相談・支援事業。

緊急の対処として、参画する社会福祉法人が拠出した基金を活用し食材支援やライフラインの復旧等、経済的援助（現物支給）を行う点に、この事業の特質がある。

② 組織連携の拡充

社会福祉法人等が連携やネットワーク化を進め、規模のメリットを生み出していくことにより、「運営の効率化やサービスの質の向上」「人材育成に向けた取組み」「経営基盤の強化」を図るとともに、種別協議会等の業界団体や関係機関等と連携し、福祉・介護の仕事の魅力を発信し、担い手の確保につなげます。

(6) 「社会的処方」の手法とあり方に係る研究

社会的孤立・孤独のリスクを抱える人を支えるセーフティネットとなる、総合的なワンストップサービスの構築に向けたケアリングコミュニティ（※）の研究に引き続き取り組みます。

また、地域共生型の多機能拠点である「五福の家」などのフィールドにおいて手法と効果を検証し、実践モデルの構築を目指します。

（※）ケアリングコミュニティ…福祉サービスを必要とする人を社会的に排除せず、地域社会を構成する一員として包摂し、日常生活圏域の中で支えていく機能を有しているコミュニティ。

(7)「ファンドレイジング」を組み込んだ社会課題解決の仕組みづくり

多くの人に活動への参加や寄付を呼びかけ、多様化する社会課題解決に共に取り組んでもらえるようファンドレイジングを推進します。

また、ホームページ等を活用し、本会の取組みを分かりやすく見える化し、広報を強化します。

① 多様な寄付の手法の開発と実践

毎月、定額を寄付する仕組み（マンスリーサポーター）を強化するとともに、目的や目標額、募集期間を定め寄付集めを行うクラウドファンディングなど多様な寄付の手法を必要に応じて用い、自主財源を確保し、地域共生社会の実現に向けて、制度の狭間の問題など、新たな課題の解決に取り組めます。

また、「遺贈」や「寄付つき商品」等についても引き続き呼びかけを強化します。

② ファンドレイジングの整備と強化

情報を管理する「データベース」を運用し、寄付者の分析や関心の高い社会課題の把握に努め、より効果的な広報を検証し、継続的な寄付者の拡大を目指します。また、計画的かつ継続的にニュースレターの発行等を行い、寄付者との関係構築の強化を図ります。

③ 「SDGs実践プラットフォーム」の構築

今後の福祉政策の基本方針である「地域共生社会の実現」に向け、企業の社会貢献意識を動機付けている「SDGs（持続可能な開発目標）」が目指す「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を意識し、企業等との連携による社会課題解決モデルを考案し、協働を働きかけることにより、「SDGs実践プラットフォーム」を構築します。

4. 権利擁護事業の拡充

(190,727千円)

(1) 本人主体の生活を実現するための日常生活自立支援事業の実施

認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な状態にある人が、住み慣れた場所で自立した生活を継続することができるよう、関係機関と連携して福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を行います。関係者と支援におけるネットワークを形成しながら実施することで、本人の意思決定支援や複合的な生活課題の解決に向け効果的かつ効率的に取り組めます。

また、キャッシュレス普及等の社会変化に対応するため、新たなサービスや技術の導入を検討するほか、本事業による支援が必要な対象者との契約につながるよう広報の強化を図ります。

(2) 「成年後見推進センター」の機能強化（福岡市委託事業）

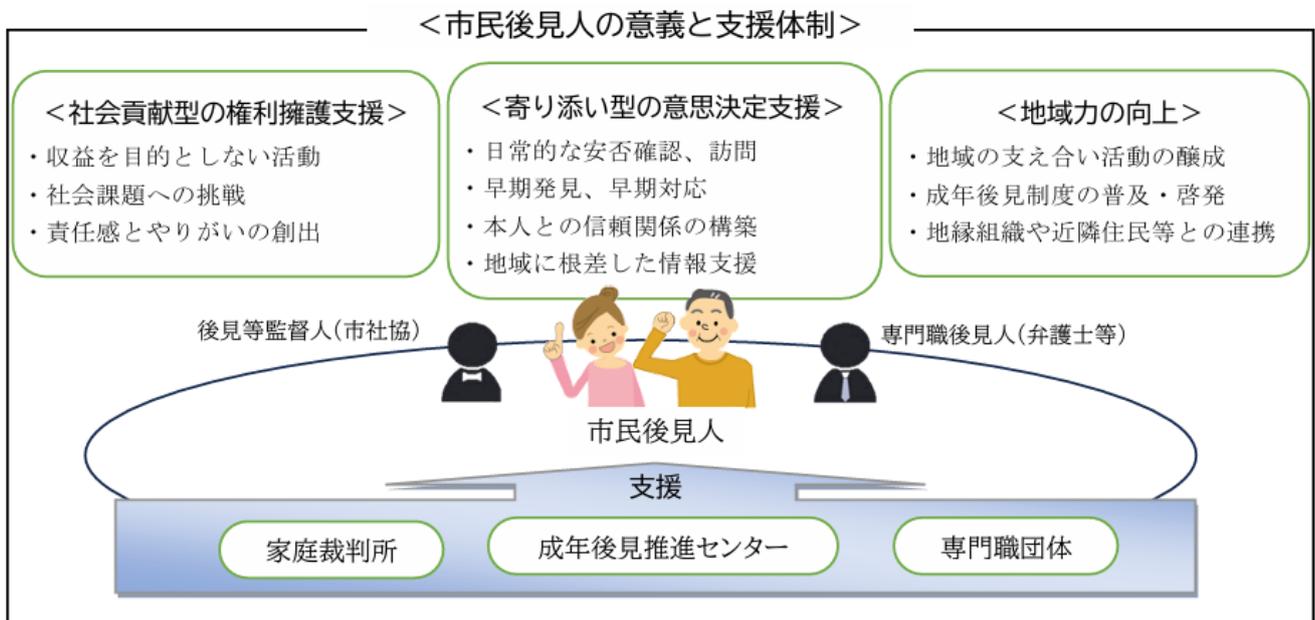
成年後見制度の利用促進を図る中核機関として、福岡市成年後見推進センターを運営し、広報・啓発、相談、後見人等候補者の受任調整、選任後の後見人支援を進めます。

また、「福岡市権利擁護支援ネットワーク協議会」を基盤とした権利擁護支援に携わる各種団体・機関との連携をさらに強化し、「本人らしい暮らし」の実現に向け、チーム支援や権利擁護に関する地域課題をふまえた支援体制の充実を図ります。

(3) 市民後見人の養成と活躍支援（一部福岡市委託事業）

成年後見制度の新たな担い手である「市民後見人」を養成し、親族や専門職とは異なる特徴を持つ市民後見人が地域で活躍することができる社会の実現を目指します。

また、行政機関や専門職団体等と連携しながら、市民後見人の選任に向けた受任調整と選任後のサポート体制の充実を図ります。



(4) 法人後見事業の推進

「日常生活自立支援事業」や「ずーっとあんしん安らか事業」等の利用者に対し、判断能力が低下した後でも、引き続き財産管理や身上保護等の支援が行えるよう、法人として後見人等の受任を進めます。

また、「市民後見人候補者名簿」登録者のうち希望者が、後見業務の実務経験を蓄積し、市民後見人として活動できるよう、「法人後見サポーター」として、法人後見の履行補助を行い、行政や関係機関と連携しながら地域福祉と連動した後見業務を展開します。

(5) 親なき後支援事業の推進

障がい者の「親なき後」や「8050問題」のニーズに対応するため、生活費の確保から日常生活の伴走支援までを包括的に実施することで、障がいやひきこもりの当事者とその家族が安心して生活できるよう支援する事業を推進し、法律職等から助言を受けながら、事例や支援のノウハウの蓄積を進めます。

5. 居住支援の推進と空家・空室の活用

(32,761千円)

(1) 「住まい・まちづくりセンター」の運営

高齢者・障がい者・社会的養護出身者・子育て世帯・外国人・被災者・低額所得者などの住宅確保要配慮者を含め、誰もが安心して地域で生活を続けられる社会を実現するため、「住まい」と「日常生活支援」を一体的にコーディネートし、安心して継続居住できるよう支援します。

また、生活困窮者への初期費用給付が開始された住宅セーフティネット法等の制度・政策を活用しつつ、緊急連絡先の引受けや転貸借を行っている居住支援法人(※)等とのネットワークを強化し、対応力向上を図ります。

(※) 居住支援法人…住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に向けた支援を実施する都道府県が指定する法人。

(2) 「住まいサポートふくおか」による住替え支援の実施（福岡市居住支援協議会事業）

「緊急連絡先」や「保証人」を確保できない高齢者や障がい者などに対し、民間賃貸住宅への入居に協力する「協力店」や生活支援等を行う「支援団体」による「プラットフォーム（ゆるやかな連携基盤）」のコーディネートにより、民間賃貸住宅への円滑な入居と入居後の生活を支援します。

また、増加傾向にある複合・多問題ケースに対応するため、制度の狭間の支援に取り組む地域共生推進員（個別支援型のCSW）、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活自立支援センター等関係事業所や機関との連携体制を強化するとともに、及び区社協による地域の見守り活動等への円滑なつなぎ支援などを行います。

(3) 居住支援法人事業の実施

住宅確保要配慮者に対して、入居前の相談対応から入居後の生活支援まで、市社協本部の各部署間や、CSWとの連携はもとより、多機関との密な協働体制を構築することで、多様な住まいと住まい方のニーズに合わせた支援の実施と「住まいのセーフティネット」の構築を図ります。

(4) 制度の狭間を埋める分野横断的な役割の実践

「住まい」を基点に、制度の狭間に取り残されている課題の発見・整理や狭間を埋める手段を検証するとともに、課題の解消に向けて「多分野協働のプラットフォーム」の形成を図り、福祉や住宅など複数分野に横串を刺す居住支援策を展開します。また、区社協や関係部署・機関と連携し、住宅の確保と暮らしの支援を一体的に提供する「伴走型支援」のあり方を検討します。

(5) 空家を福祉活用する「社会貢献型空家バンク」

「増え続ける空家・空室」を活用して、地域カフェや子ども食堂、シェアハウスや福祉サービス事業所などの「拠点確保」を進め、地域住民などと連携しながら多様な地域課題の解決を目指します。弁護士・司法書士・建築士をはじめとする専門家との協働等を通じて、持続可能な取組みを推進します。

(6) 「五福の家」による地域共生型福祉拠点事業の実施

遺贈を受けた不動産（南区若久）を活用して、みんなの集いの場である地域カフェや自立援助ホーム、福祉等の関係団体のシェアオフィス、地域の防災倉庫などの多様な事業を展開し、ニーズに応じて柔軟に事業形態を修正しながら福祉課題に対応していくことで、多機能拠点を中心とした「地域共生社会の推進モデル」を構築します。

6. 地域福祉を推進するための基盤づくり

(1, 312千円)

(1) 個人情報の保護と活用

個人情報保護に過剰に反応することなく、本人の生命や身体の安全を守るため、地域の人たちとの合意に基づき、個人情報が適切かつ有効に活用されるように地域福祉活動での個人情報取り扱いのルールづくりを支援します。

また、令和7年度に改訂した「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」をテキストとして、校区社協や民生委員、校区自治協議会等を対象とした出前講座を開催し、安心して情報を共有・開示できる福祉のまちづくりと自助教育を一体的に進めます。

(2) 福祉教育の推進

① 多様性を尊重する共生型地域づくりに向けた福祉教育の推進

社会課題解決の実践の活性化を通して体験型の福祉教育を進めるとともに、社会福祉施設の専門職等と連携したプログラムを実施し、認知症への正しい理解や障がいのある人を排除しない地域の基盤づくりなど、社会の現状と課題を踏まえた福祉教育に取り組みます。

② 関係団体との協働による福祉・介護人材確保に向けた啓発事業の推進

福祉・介護業界の喫緊の課題である「福祉・介護人材の確保」に向け、多種多様な団体がつながりその魅力を発信する「ふくおかカイゴつながるプロジェクト」に実行委員として参加し、啓発を推進します。

(3) 第7期地域福祉活動計画の策定

第6期地域福祉活動計画（実施期間：令和3年度～8年度）に基づく事業実施の成果や課題を評価・分析し、次期計画の策定に取り組みます。

第7期地域福祉活動計画策定委員会の開催や、各種会議等でのヒアリングを実施し、関係者や有識者からの意見を踏まえ、福岡市の保健福祉総合計画の策定とも連携を図りながら策定を進めます。

7. 地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）の機能強化

（443,661千円）

(1) 困難を抱えた人に寄り添いエンパワメントできる専門性を持つCSWの育成

職員の力量を高めるため、職員研修体系に基づいたCSWのスキルアップに重点を置いた「地域福祉専門職研修」を企画・実施するとともに、外部研修への積極的な参加勧奨や社会福祉士等の資格取得を支援し、職員の資質と専門性の向上に努めます。

(2) 様々な生きづらさや共通の問題を持つ方々が自主的につながり、相互に援助し合うセルフヘルプ（自助）グループへの支援

様々な生きづらさや共通の課題を持つ人のつながりや交流の機会を創出するとともに、共感のなかで悩みを打ち明け、問題解決のために経験や情報を分かち合い、相談活動や社会に理解を広める活動を行うセルフヘルプ（自助）グループの組織化や支援に取り組みます。

① 在宅介護者のつどい事業

介護者を支える地域づくりを進めることを目的に、介護者同士が情報交換や日頃の介護疲れを軽減しリフレッシュできる交流会を、より参加しやすい校区・町内単位等の身近な場所で開催できるよう支援します。

《実施箇所数目標24箇所》

(3) 多様な相談機関・専門職等との連携強化

制度の狭間の課題や複合多問題、支援拒否など、CSWだけでは対応が難しいケースに対しては、多様な相談機関や専門職との支援目標の共有や役割分担を行います。また、チーム支援を意識した関係機関等との連携を強化するとともに、チームアプローチのコーディネーター役としての力量を高め、地域共生推進員（個別支援型のCSW）が蓄積したノウハウをCSWと共有します。

さらに、制度の狭間の課題などへの対応力を高めるため、インフォーマルなネットワークの充実に努めます。

① 地域と連携した包括支援事業（福岡市委託事業）

市社協本部に配置している地域共生推進員が、民生委員からの相談を受け、個別ケースの実情把握・課題整理・支援を行うとともに、アウトリーチによる複合多問題ケースの早期発見・早期対応に取り組みます。制度の狭間の支援機関から相談を受けた複合多問題ケースに対しては、多機関協働のコーディネーター機能を発揮しながら、地域と連携した支援を行います。

また、「地域共生プラットフォーム交流会」の開催などを通じて、多様な分野の個人・団体等とつながり合うことで、制度の狭間の課題解決に向けた新たな社会資源の開発や支援体制の構築を目指します。

② 生活困窮者の課題解決に向けた関係機関との連携、支援

生活福祉資金受付センターでの貸付等にかかる相談や、コロナ特例貸付借受人へのフォローアップ支援を通じて把握した、相談者世帯の生活困窮の要因となっている様々な課題に対し、他部署・区社協や、福岡市生活自立支援センター・地域包括支援センターなどの関係機関と連携・協力し、自立に向けた支援を実施します。

また、フードバンク活動団体や日本非常食推進機構との連携、企業等の協力を得ることにより、緊急・一時的な支援に必要な食料等の確保やその活用に取り組みます。

③ 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）の運営による個別支援機能の強化（福岡市委託事業）

城南第2地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）【担当小学校区：金山、七隈】を運営し、高齢者に対する総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、地域ケア会議の開催・運営などの業務に努めます。

また、地域団体や福祉事業所、医療・行政機関等関係団体と協働しながら、地域包括支援センターの最も重要な役割である個別支援と、社協に期待されている地域支援が融合する地域づくりを目指します。

さらに、令和9年度以降の地域包括支援センター受託拡充に向けた取組みを進めます。

④ 区役所・福祉事業所等と連携した食料等提供支援事業の実施【東・博多】

区役所、企業、福祉事業所等から寄せられた食料や生活用品を、社会的・経済的に困難を抱える世帯からの相談に応じ食料等の配付支援を行います。また、継続的な事業展開のために、フードドライブ（※）事業を実施します。

（※）フードドライブ…使いきれない未使用・未開封の食品を持ち寄り、集まった食品を社会福祉施設などの団体に寄付する活動のこと。

（4）アウトリーチによる相談支援に対応できるCSWの人材配置

制度の狭間の課題を抱える人は、自ら相談できる状況にない場合も多いため、CSWは積極的に地域に出向き、日頃から住民にとって顔の見える関係にある民生委員や地域福祉活動のボランティア等を介して支援が必要な人の情報を収集する「アウトリーチ」という手法を重視しています。CSWがアウトリーチによる相談支援を十分に行えるようにするため、関連する委託事業や民間の実証実験事業に積極的に応募するなどして、人材の強化に努めます。

① 生活支援コーディネーター業務（福岡市委託事業）の実施によるCSWの機能強化

地域包括ケア推進のため、市は生活支援コーディネーターを配置し、地域における買い物支援をはじめとする生活支援や介護予防の多様な取組みを支援する「生活支援体制整備事業」を実施しており、本会では業務の受託を通し、各区社協1名ずつの生活支援コーディネーターを配置しています。

生活支援コーディネーター業務において、CSWの実践により培った地域支援のノウハウや地縁組織・ボランティアとの信頼関係を活かし、地域課題の把握や地域の事業者等に地域福祉活動への参画に向けた働きかけを行います。併せて、企業等の多様な主体との協働を進める手法等により、新たな社会資源の創出を支援するとともに、地域包括支援センターとの連携を強化し、高齢者の地域での自立した生活を支える体制の構築を進めます。

また、区社協に配置された生活支援コーディネーターの支援ノウハウをCSWが学び、共有することで、CSWのスキルアップと機能強化を図ります。

社協における生活支援コーディネーターの機能・役割

- 高齢者の地域生活に資する、多様な主体による多様な支援の充実
 - ・ 生活支援ボランティアなどの地域ボランティアの支援
 - ・ 高齢分野における企業、NPO、生協・農協（協同組合）等の多様な主体との連携
 - ・ 買い物支援の仕組みづくりの支援
 - ・ 地域団体や社会福祉施設などが実施する、食を通じた多世代交流の支援
 - ・ 関係者のネットワーク構築
 - ・ 主に生活支援分野の視点から、健康づくりや孤立防止にも資する地域福祉活動の充実支援
 - ・ 区レベル(区域)のネットワーク構築・資源開発

ノウハウの共有・スキルアップ

地域支援のノウハウや地縁組織・ボランティアとのネットワークを活かす

CSWの機能・役割

- 地域住民が主体となって取り組む地域福祉活動の支援
 - ・ 地域支援（地域福祉活動に携わる団体等への支援）
 - ・ 地域福祉活動者では対応困難な個別ケース（高齢者に限定しない）の支援と、それを通じた地域福祉活動への展開・充実
 - ・ ボランティア活動希望者の支援（兼ボランティアコーディネーター）
 - ・ 住民主体による地域福祉活動の計画的実践の支援（校区福祉のまちづくりプラン策定と実践に向けての継続的支援）

ノウハウの共有・スキルアップ

個別支援のノウハウや支援機関とのネットワーク・分野横断型プラットフォームを活かす

地域共生推進員（個別支援型CSW）の機能・役割

- 社会的孤立を背景とした複合的な課題を抱える人の伴走型支援
 - ・ 地域住民の困りごとを把握している民生委員と連携したアウトリーチ
 - ・ 地域で潜在している制度の狭間の複合多問題を抱え、既存の相談支援機関の対象外など支援につながらない人の伴走型個別支援
 - ・ 制度別の支援機関や民間支援団体等との連携や多機関協働を進めるネットワークの構築
 - ・ 分野・業界を横断したプラットフォームの構築と、課題解決の仕組みづくり

事業項目

※下線のある項目は重点項目

1. 住民主体の小地域福祉活動の推進 (152,023千円)

- ふれあいネットワークによる平常時の見守りと災害時の避難支援との連動の強化
 - ・ふれあいネットワーク研修会の実施
 - ・個別避難計画作成ワークショップ事業の実施
 - ・新規立ち上げ支援事業の実施【東・早良】
- ふれあいサロンをはじめとする居場所づくりの強化
 - ・ふれあいサロン研修会の実施
 - ・出前講座協力機関情報の提供
 - ・介護予防機能強化に向けたプログラム指導者等の派遣
- 「校区福祉のまちづくりプラン」策定の推進
- 小地域での生活支援ボランティア活動の推進
 - ・ご近所お助け隊支援事業
- 多様な主体との連携・協働の推進
 - ・地域、大学、企業等との連携による社会資源の創出【東】
 - ・社会資源と連携した多様な居場所づくりや地域共生の拠点づくり【南】
- 校区社協の運営及び事業に対する助成・支援
(共同募金校区社協助成金、共同募金地区福祉事業助成金、賛助会費交付金)
 - ・校区社協役員研修会の開催【南】
 - ・校区社協リーダー研修会の実施【城南】
- ふれあい事業（ネットワーク・サロン・ランチ）への助成・支援
- 校区社協広報紙の発行に対する助成、広報紙研修会の開催
- 校区社協への研修バス借上費用等への助成【東・早良】
- 校区社協未設立校区に対する設立支援
- 安心情報キット・緊急時連絡カード配付事業
 - ・救急搬送時医療情報シートの普及促進【南】
- 民生委員・児童委員協議会との連携
- レクリエーション用具の貸出
- 地域交流等支援事業【中央】
- 地域カフェ支援事業（助成）【南】

2. ボランティアによる社会参加の拡大 (31,446千円)

- ボランティアの参加や裾野の拡充
 - ・シニア世代の活動支援事業（シニア地域サポーター養成講座）
 - ・南区市民ふれあい奨励金助成によるボランティア活動支援【南】
- 分野を超えた様々な人・団体等と協力した活動や連携モデルの開発
 - ・企業ボランティア活動支援事業【南】
- 新たな社会課題への対応と課題解決力の向上
 - ・認知症介護家族やすらぎ支援事業（福岡市委託事業）
 - ・経済的に困窮している世帯等への制服無償提供活動（NPO制服バンク福岡への協力）【東】
- 災害時のボランティアや支援活動を円滑に進めるための日頃からの備え
- ボランティアのコーディネート及び活動情報の収集・発信
- 各種ボランティア講座の充実
 - ・ボランティアを養成・フォローアップする講座・研修の開催
 - ・校区社協や公民館との共催による地域でのボランティア養成講座の開催
- 登録ボランティアグループへの支援
- ボランティア活動保険等の受付
- ボランティアルームやボランティア関係備品の利用受付

3. 社会課題解決モデルの開発と拡充

(139, 783千円)

○地域の子どもプロジェクト（一部福岡市委託事業）

- ・「子ども食堂」等地域における子どもの居場所づくり支援の拡充
- ・子どもの居場所を多様な主体が支え応援する仕組みづくりの推進
- ・関係機関・専門職との連携による子ども・子育て世帯のSOSの早期発見・早期対応
- ・子育て家庭等を支援する地域資源の把握・開拓と連携促進

○買い物支援（一部福岡市委託事業）

- ・地域が主体の買い物支援の推進とICTの活用
- ・ふれあいネットワークやふれあいサロンといった他の地域福祉活動との有機的な連携
- ・宅配に関する店舗情報の整理とスマホでお買い物講座の実施
- ・協力企業・事業所の開拓

○「終活」支援

- ・人生の終末期に向けた準備や自己実現の支援（一部福岡市委託事業）
- ・死後事務委任に関する事業

○「身寄りなし問題」の課題解決に向けた取組みの推進及び発信【新規】

- ・「身寄りなし問題」の分析と対応策の検討・推進
- ・課題解決に向けた取組みの発信及び連携基盤の構築・強化

○社会福祉法人等とのさらなる連携・協働

- ・事業連携の拡充
- ・組織連携の拡充

○「社会的処方」の手法とあり方に係る研究

○「ファンドレイジング」を組み込んだ社会課題解決の仕組みづくり

- ・多様な寄付の手法の開発と実践
- ・ファンドレイジングの整備と強化
- ・「SDGs実践プラットフォーム」の構築

○ファミリー・サポート・センター事業（福岡市委託事業）の推進

○子育てサロン・サークルの支援

- ・子育てサロン等への講師派遣事業【早良】
- ・子育てサロン支援事業（助成）【博多・南】

○「子育てリフレッシュ事業」の実施【東・西】

4. 権利擁護事業の拡充

(190, 727千円)

○本人主体の生活を実現するための日常生活自立支援事業の実施

○「成年後見推進センター」の機能強化（福岡市委託事業）

○市民後見人の養成と活躍支援（一部福岡市委託事業）

○法人後見事業の推進

○親なき後支援事業の推進

5. 居住支援の推進と空家・空室の活用

(37, 170千円)

○「住まい・まちづくりセンター」の運営

○「住まいサポートふくおか」による住替え支援の実施（福岡市居住支援協議会事業）

○居住支援法人事業の実施

○制度の狭間を埋める分野横断的な役割の実践

○空家を福祉活用する「社会貢献型空家バンク」

○「五福の家」による地域共生型福祉拠点事業の実施

6. 地域福祉を推進するための基盤づくり

(324, 215千円)

○個人情報保護の活用

○福祉教育の推進

- ・多様性を尊重する共生型地域づくりに向けた福祉教育の推進
- ・関係団体との協働による福祉・介護人材確保に向けた啓発事業の推進
- 第7期地域福祉活動計画の策定
- 福祉学習の推進（福祉学習教材の提供、出前福祉講座）
 - ・事業所ネットワークとの協働による福祉教育の推進【西】
- 広報紙（「ふくしのまち福岡」「社協ワーカーだより」）やホームページなどを通じた情報発信
- 福祉のまちづくり推進大会の開催
- 市民福祉プラザの運営
- 市民福祉講演会の開催
- 福祉図書・情報室の運営
- 福祉バス運営事業（福岡市委託事業）
- 社会福祉事業従事者研修
- 民間社会福祉事業従事職員福利厚生共済事業
- 保育士人材確保事業
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- 社会福祉士ソーシャルワーク実習受入
- 施設整備利子補助事業
- 共同募金、寄付金を活用した福祉のまちづくりの推進（共同募金配分、施設・団体助成事業等）
- 車いす等の貸出

7. 地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）の機能強化 （518, 274千円）

- 困難を抱えた人に寄り添いエンパワメントできる専門性を持つCSWの育成
- 様々な生きづらさや共通の問題を持つ方々が自主的につながり、相互に援助し合うセルフヘルプ（自助）グループへの支援
 - ・在宅介護者のつどい事業
- 多様な相談機関・専門職等との連携強化
 - ・地域と連携した包括支援事業（福岡市委託事業）
 - ・生活困窮者の課題解決に向けた関係機関との連携、支援
 - ・地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）の運営による個別支援機能の強化（福岡市委託事業）
 - ・区役所・福祉事業所等と連携した食料等提供支援事業の実施【東・博多】
 - ・生活上のよろず相談会事業【早良】
- アウトリーチによる相談支援に対応できるCSWの人材配置
 - ・生活支援コーディネーター業務（福岡市委託事業）の実施によるCSWの機能強化
- 生活福祉資金貸付事業
- 生活保護世帯等一時貸付金事業（福岡市委託事業）

8. 運営等及びその他 （280, 576千円）

- 会務の運営（理事会・評議員会）
- 各区運営部会の開催
- 各区校区社協会長会、地域福祉部会等の開催
- 職員の資質の向上と人材育成（職員研修、資格取得への支援）
- 人事評価制度の実施
- 財源の確保（会員の拡充、寄付つき商品の開発等）
- 収益事業の実施（市民福祉プラザレストランテナント管理運営、自動販売機の設置）
- 市社協の事業やサービス苦情解決
- その他の社協事業（福岡市戦没者合同追悼式、福岡市社会福祉協議会顕彰、団体補助事業、ふれあい入浴事業、視察受入等）